

新生成田市場見学者コースサイン等企画・設置業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新生成田市場見学者コースサイン等企画・設置業務委託を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、業務委託の受注者を選定する場合の手續について、必要な事項を定めるものである。

(受注者に求める基本的な資質)

第2条 新生成田市場見学者コースサイン等企画・設置業務にあたって、本業務の意図及び目的を十分に理解しているとともに、十分な知識や時代の変遷に的確に対応した新たな取り組みや発想など、総合的視野に立った企画立案能力等を有することを望むものである。

(選定審査委員会)

第3条 プロポーザルによる受注者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) プロポーザル提出書類等の審査・評価及び受注者の決定
  - (2) その他必要な事項
- 2 委員会は、経済部長、商工課長、農政課長、卸売市場長、観光プロモーション課長の合計5名をもって構成する。
  - 3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は経済部長、副委員長は卸売市場長をもってこれに充てる。
  - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
  - 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
  - 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
  - 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
  - 9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(プロポーザル提案者の参加資格等)

第4条 プロポーザル提案者（以下「提案者」という。）は、「新生成田市場見学者コースサイン等企画・設置業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）」に記載する要件を満たす者とする。

- 2 この要領によるプロポーザルに参加を希望する者は、募集要項に記載する提出書類を提出しなければならない。

(審査及び評価)

第5条 委員会は、提出された提出書類について、参加資格を審査するとともに、評価基準に基づき評価を行う。

- (1) 評価は、企画提案書等を基にプレゼンテーションによる評価を行う。
- (2) プレゼンテーションにおける提案者の持ち時間は30分以内とし、概ね20分程度の企画提案と10分程度の質疑時間を設けるものとする。
- (3) 委員会は、提案者のプレゼンテーション及び質疑応答等について、別紙「プロポーザル評価表」に基づき評価を行い、評価得点の高い者から順に順位を決定する。

(優先交渉権及び交渉順位の確定)

第6条 委員会は、審査の結果及び評価得点に基づき評価順位を決定する。

- 2 評価順位が第一位の者を優先交渉権者として確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。
  - (1) 提案者が1者のみの場合、評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者を優先交渉権者として確定する。評価得点が総評価得点の6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。
  - (2) 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。

(失格条項等)

第7条 提案者が、次の各号のいずれかに該当する場合、プロポーザルは無効とする。

- (1) プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- (8) その他、行為が法令違反であり、かつ審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(受注者の決定及び選定結果の通知)

第8条 市長は、第6条の規定による優先交渉権者を受注者として決定し、各提案者の結果のみを文書により当該提案者に通知する。また、選定結果については非公開とし、選定結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

(プロポーザルの取り扱い)

第9条 提出されたプロポーザルの取り扱いは、次の各号による。

- (1) プロポーザルの提出は、提案者一者につき一件とする。
- (2) 提出されたプロポーザルは返却しない。
- (3) プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出されたプロポーザルは、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出されたプロポーザルは、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により提出されたプロポーザルを公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

(事務局)

第10条 このプロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、成田市経済部卸売市場において担当する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、業務委託契約の完了日をもってその効力を失う。